

【NEWS RELEASE】

2018年7月24日

各 位

株式会社三井住友銀行

平準払保険「1UP Vitality」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、本日より、平準払保険「1UP Vitality」（引受保険会社：住友生命保険相互会社）の取扱を開始します。

本商品は、病気やけがで働けなくなった場合や、要介護状態・精神障害になった場合の保障を目的とした平準払保険です。保険加入者の年間を通じた健康増進活動等への取組がポイント化され、ポイント累計によって年間のステータスを判定し、ステータスが高いほど、より大きい保険料割引や魅力的な特典（住友生命提携のパートナー企業が提供するサービス）が得られる仕組みを持つ、今まで日本になかった新しい保険の形（ ）となっております。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

（ ）2018年7月時点、住友生命調べ。健康状態のみでなく運動等、さまざまな健康増進活動を継続的に評価し、保険料が毎年変動する商品であり、住友生命提携のパートナー企業による特典(リワード)も含めて、お客さまの健康増進活動への取組と継続をサポートする仕組み。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 平準払保険「1UP Vitality」商品概要 >

正式名	「1UP Vitality」 1UP Vitality は「生活障害収入保障特約」「健康増進乗率適用特約」を付加したプライムフィットを指し、商品名称は「プライムフィット 未来デザイン1UP Vitality」となります。
保障プラン (年金額)	Aプラン：年額 240 万円 (月額 20 万円)、Bプラン：年額 180 万円 (月額 15 万円)、Cプラン：年額 120 万円 (月額 10 万円)
契約年齢	満 18 歳～満 65 歳 保障期間満了年齢によって、取扱範囲が異なります。
保障期間満了	55 歳、60 歳、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳
保険料払込期間	全期払いのみ (保険期間と同じ)
診査方法	健診書扱いのみ
保険料払込方法	月払いのみ
保険料払込経路	第 1 回保険料：振込扱い / 第 2 回以後保険料：クレジットカード扱い
付加できる特約	指定代理請求特約
配当金	あり (3 年ごと配当)

「1UP Vitality」のご加入にあたっては、保険契約とは別に、Vitality 健康プログラムに加入いただく必要があります。また、Vitality 健康プログラムは保険料とは別に利用料として月額 864 円(税込)をお払い込みいただく必要があります、本利用料は将来変更することがあります。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。